

令和3年度 特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ

大津市立の小中学校の通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒については、世帯の所得に応じて、学用品費や学校給食費等を給付する特別支援教育就学奨励費制度を利用することができます。



1. （受給要件）特別支援教育就学奨励費はどんな世帯が対象になりますか？

学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の保護者

2. （障害の程度）学校教育法施行令第22条の3の障害の程度とは？

区分	学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

「大津市特別支援教育対象児童等教育支援委員会」において、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当すると判断された児童生徒が対象となります。

※就学相談をされていることが前提となりますので、就学相談を受けておられない場合は、現在、在籍している学校・幼稚園・保育園等を通じて申し込みをしていただきますようお願いいたします。（なお、就学相談の実施は6月以降となります。）

3. （申請方法）申請の手続きはどうしたらいいですか？

学校教育課 学事グループにご連絡をください。



4. （領収証の保管）新入学児童生徒学用品通学用品購入費・学用品通学用品購入費の購入された領収証を保管しておいてください。

新入学児童生徒学用品通学用品購入費・学用品通学用品購入費は保護者の購入実績に基づき、給付します。領収証がない場合は、給付することができません。領収証には、あて名、品名、日付、会社名等、購入したものが分かるよう、購入先の業者に依頼をしてください。

領収証がない場合は、レシートを保管しておいてください。

裏面あり

5. (認定基準) 認定段階の算定基準を教えてください。

世帯の所得額と生活保護基準需要額の割合により給付対象区分を決定します。その区分により、給付する経費や金額が異なります。毎年、申請が必要です。給付対象区分は、毎年申請を受けて決定します。申請前の給付対象区分の判定についての問い合わせは、家族構成等の詳細が把握できないことから正確な審査ができないため、お答えしかねます。

第1・2区分の目安(生活保護基準需要額の2.5倍未満の所得額)

世帯人数	3人世帯	4人世帯	5人世帯
世帯の所得額の目安	約600万円	約710万円	約790万円

6. (給付項目・給付額) 認定されると何が給付されますか？

区分により、受給できる品目が変わりますので、ご確認ください。

就学奨励費費目	区分	小学校	中学校
学校給食費	第1区分 第2区分	実費額×2分の1	実費額×2分の1
通学に要する交通費	第1区分 第2区分 第3区分	実費額 第3区分は実費額×2分の1	実費額 第3区分は実費額×2分の1
職場実習に要する交通費	第1区分 第2区分 第3区分	-	実費額 第3区分は実費額×2分の1
交流及び共同学習に要する交通費	第1区分 第2区分 第3区分	実費額 第3区分は実費額×2分の1	実費額 第3区分は実費額×2分の1
修学旅行費	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限10,790円)	実費額×2分の1 (上限28,860円)
校外活動等参加費 (宿泊を伴わないもの)	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限800円)	実費額×2分の1 (上限1,155円)
校外活動等参加費 (宿泊を伴うもの)	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限1,845円)	実費額×2分の1 (上限3,105円)
学用品・通学用品購入費	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限5,820円)	実費額×2分の1 (上限11,370円)
学用品・通学用品購入費 (加算分: 体育実技用具費)	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 スキー等 (上限13,255円)	実費額×2分の1 柔道 (上限3,825円) 剣道 (上限26,455円) スキー等 (上限19,015円)
学用品・通学用品購入費 (加算分: 拡大教材費)	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限5,250円)	実費額×2分の1 (上限5,250円)
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(1年生のみ)	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限25,555円)	実費額×2分の1 (上限28,990円)

※この案内は、令和2年11月現在の内容をもとに作成しています。今後、国の制度変更等により、上限額等が変わる可能性がありますので、対象となる領収書は、全て保管をしていただきますようお願いします。